

住民投票条例施行規則（素案）に対するパブリックコメント手続の結果

1 意見募集の概要

- (1) 募集期間 平成20(2008)年12月2日(火) ~ 平成21(2009)年1月5日(月)
- (2) 周知方法 市政だより12/1号掲載、区役所等市内公共施設への資料備え置き、ホームページ掲載 など
- (3) 意見募集方法 郵送、ファクス、ホームページよりフォームメール、持参
- (4) 意見提出数 6通 [フォームメール 1通、ファクス 5通]
- (5) 意見総数 7件

2 市民からの意見及びそれに対する市の考え方

	市民からの意見	意見に対する市の考え方
1	施行規則（素案）について、全体として異存はない。	・住民投票条例や施行規則の施行後、市民や議会からなどの意見も十分に踏まえ、適正な制度運用を行っていきます。
2	住民発議の署名では押印を必要とするのか。	・署名手続等については、地方自治法の直接請求制度に準じており、投票資格者が署名簿に署名する際には、氏名を自署し、押印することが必要な要件とされています。なお、住民投票条例第7条第1項に、この旨が規定されています。
3	外国人の署名については、「外国人登録原票」への記入方法による方がいいのではないかと。	・外国人登録の申請書の記載については、法務省入国管理局で発行している「外国人登録事務取扱要領」の中で、「申請書は原則として、漢字、仮名（片仮名を含む。）又はローマ字（英字）で楷書又はブロック体で文字が正確に判読できるよう記入する」との考えが示されています。本制度では、外国人への配慮、署名審査事務の適正執行などの観点から、署名に使用できる文字を、要領の考え方と同様としています。
4	住民投票のために、選挙と同じように投票管理者と投票立会人をたてるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・住民投票でも、選挙と同じように、投票管理者と投票立会人を選任することを予定していますが、選挙と同日に住民投票を実施する場合、選挙権を有する者の投票所については、住民の負担軽減や経費節減のために、選挙で選任された投票管理者と投票立会人が、住民投票についても兼ねることとします。 ・選挙では、實際上、投票区の区域内にある町内会・自治会等からの推薦に基づいて、投票管理者等の選任行っていますが、住民投票においても同様の手続とすることを予定しています。
5	投票管理者等については、住民に依頼されるのか。	
6 7	間接民主制を基本とすること及び投票結果の尊重義務について。	・本市の住民投票制度は、間接民主制を補完する仕組みであり、選挙で選ばれた議員で構成される議会と市長が投票結果を慎重に検討し、これに十分な考慮を払い、それぞれの権限に基づいて政策決定などを行うこととなります。このため、議会と市長は意思決定を行ったことについて、住民に対して説明責任を果たすことが必要となります。